

きよせ

今号の主な内容

- 市民ルポルタージュ 人と人との想いをのせる「つながりカフェ」 … 2面
- 3月1日～7日は子ども予防接種週間です … 3面
- コラム「消費生活相談の現場から」「みつばち通信」 … 4面
- お知らせ～information … 5～8面
- スマートフォンなどで市報が読める「マイイロ」ダウンロードはこちら⇒



清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)の最終報告がまとめられました



渋谷市長(右)に答申を手渡す下垣委員長(中央)と小滝副委員長(左)

平成30年度から32年度までを計画期間とする「清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定するため、学識経験者や保健・医療・福祉関係者、市民公募委員で構成される「清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討を行ってきました。

この度、「清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)」の最終報告書が同策定委員会から市長に提出されましたので、その内容を報告します。
問合せ 高齢支援課介護サービス係 ☎042・497・2080、同課高齢福祉係 ☎042・497・2081、同課管理係 ☎042・497・2079

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた地域づくり

「清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」では、地域包括ケアシステムの更なる推進や介護保険制度の持続可能性の確保、介護保険料などについて検討を重ね、計画の最終報告をまとめました。

本計画では、基本理念を前計画より引継ぎ「**高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう健康でいきいきと暮らしていけるまち**」と定め、地域包括ケアシステムの要素である「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」が連携することで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、①から④の目標を設定して施策を推進します。

① **住み慣れた地域で安心して暮らす**
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関が連携し、適宜・適切なサービスが受けられる支援体制を充実させるとともに地域全体で支え合う地域づくりを目指します。
② **一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす**
障害や介護の有無にかかわらず、いきいきと生活していけるよう、知識や経験を活かせる社会参加を促進し、さまざまな活動や地域交流ができる場を充実させていきます。



最終報告書の第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者の方、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.40	27,900円
第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額×0.62	43,300円
第3段階	第1・第2段階に該当しない方	基準額×0.73	51,000円
第4段階	世帯の誰かが市民税課税かつ本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.84	58,700円
第5段階	第4段階に該当しない方	基準額	69,900円
第6段階	120万円未満の方	基準額×1.13	79,000円
第7段階	120万円以上200万円未満の方	基準額×1.28	89,500円
第8段階	200万円以上300万円未満の方	基準額×1.42	99,300円
第9段階	300万円以上400万円未満の方	基準額×1.55	108,400円
第10段階	400万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	118,900円
第11段階	500万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	125,900円
第12段階	600万円以上700万円未満の方	基準額×1.96	137,000円
第13段階	700万円以上800万円未満の方	基準額×2.08	145,400円
第14段階	800万円以上900万円未満の方	基準額×2.24	156,600円
第15段階	900万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.37	165,700円
第16段階	1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.56	179,000円
第17段階	2,000万円以上3,000万円未満の方	基準額×2.73	190,900円
第18段階	3,000万円以上の方	基準額×2.90	202,800円

③ **いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす**
介護を必要とせず健康に生活できるよう、健康寿命の延伸を目指して健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、市民同士の支え合いのなかで介護予防が進むような仕組みづくりを進めます。



④ **介護が必要となっても安心して暮らす**
介護が必要となった時に必要なサービスが受けられるよう、介護保険サービス基盤を充実させるとともに事業を円滑に推進するため、重度化防止の取り組みや介護給付の適正化、介護人材確保・定着のための取り組みを推進します。

65歳以上の方の介護保険料を算定

介護保険料は3月の市議会の審議を経て改定します。

今回の見直しでは、策定委員会の議論を踏まえながら、今後3年間にわたる見込まれる介護サービス費や被保険者などを推計し、平成30年度から32年度までの介護保険料(左表参照)を算定しました。

介護保険料を未納のままにしていると・・・

【1年間滞納した場合】 サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)	サービスを利用したときに利用料の全額を自己負担しなければなりません(9割または8割相当分は後で払い戻されます)。
【1年6か月間滞納した場合】 ・保険給付の一時差止め ・差し止め額から滞納保険料を控除	払い戻されるはずの給付費(9割または8割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。それでも滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
【2年以上滞納した場合】 ・利用者負担の引き上げ ・高額介護サービス費などの支給停止	介護保険料の未納期間に応じて、本来1割または2割の利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

介護保険は、介護を社会全体で支え合う制度です。長期にわたって介護保険料を納めないでいると、上記のような制限を受ける場合があります。災害などで介護保険料を納められない時や一度に納付できない時は、下記までご連絡ください。
問合せ 高齢支援課管理係 ☎042・497・2079

第2次清瀬市健康増進計画(清瀬市食育推進計画)(案)答申

市民の健康寿命の延伸に向けた「第2次清瀬市健康増進計画(清瀬市食育推進計画)」を策定するため、これまで清瀬市健康増進計画策定委員会が審議を重ね、この度、渋谷市長に答申が提出されました。答申には、市民の「食育」を推進するため、清瀬市食育推進計画を包含し、健康づくりについて、今後6年間の目指すべき方向性が取りまとめられています。今後、市では答申の内容を踏まえ、健康増進計画(食育推進計画)を策定していきます。なお、計画書については策定後、市ホームページなどで公開する予定です。



渋谷市長(右)に答申を手渡す藤井委員長(中央)と岩本副委員長(左)